



長野県報

7月20日(火)
平成16年
(2004年)
第1576号

目次

告示

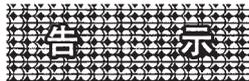
長野県内水面漁場管理委員会指示第3号に基づく公共用水面及びこれと連接一体を成す水面の範囲(長野県告示第404号の2)の一部改正(園芸特産課)	1
コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付要綱の制定(森林保全課)	1

公告

一般競争入札(秘書広報チーム)	3
一般競争入札(2件)(管財課)	3
平成17年度長野県看護専門学校学生の募集(医務課)	5
特定非営利活動促進法により特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	6
平成17年度長野県農業大学校農学部学生の募集(農業技術課)	7
土地改良事業施行協議の縦覧(土地改良課)	10
一般競争入札(水環境課生活排水対策室)	10
平成16年度長野県警察職員採用初級試験(高校卒業程度)(人事委員会事務局)	11
平成16年度長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験(人事委員会事務局)	14
一般競争入札(農業技術課)	18

正誤

正誤(情報公開課)	18
-----------------	----



長野県告示第444号

長野県内水面漁場管理委員会指示第3号に基づく公共用水面及びこれと連接一体を成す水面の範囲(長野県告示第404号の2)の一部を次のように改正します。

平成16年7月20日

長野県知事 田中康夫

1 中「天竜川と小渋川の合流点から中部電力泰阜ダムまでの間」を「中部電力平岡ダムから上流の区域」に改める。

2 の次に次のように加える。

3 諏訪湖及びこれに流入する河川

園芸特産課

長野県告示第445号

コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付要綱を次のように定め、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年7月20日

長野県知事 田中康夫

コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域の実状に応じた野生鳥獣による被害対策を地域住民が自ら考え、及び実施することにより、地域住民と野生鳥獣とが共存できる里づくりを実現するため、団体又は個人が行うコモンズによる野生鳥獣との共存の里づくり推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種類、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業の種類	経費	補助率	
野生鳥獣と共存の集落づくりモデル事業	市町村、集落又は保護管理対策協議会（長野県第9次鳥獣保護事業計画（平成14年4月11日付け長野県公告）に基づき市町村、地域住民等を構成員として設置されているものをいう。以下同じ。）が行う地域の実状に応じた総合的な被害防除対策に要する経費	10分の5以内	
地域の主体的な被害防除対策事業	1 市町村、集落、保護管理対策協議会その他知事が認める者が行うニホンカモシカ又はニホンザルによる造林木又は農作物の食害防止のための防護柵又は電気柵の設置等に要する経費 2 市町村、集落又は保護管理対策協議会が農地又は集落で食害等の被害を発生させているニホンザルを追い払うために使用する器具の購入に要する経費	10分の5以内	
	ツキノワグマ学習放獣事業	市町村又は保護管理対策協議会が行うツキノワグマの学習放獣事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 人畜、農作物等へ危害を加え、又は加えるおそれのあるツキノワグマを捕獲するためのほこわなの購入及び設置のために要する経費 (2) 捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマを奥山等へ放獣するために要する経費	10分の5以内
	ツキノワグマ緊急対策事業	ツキノワグマ学習放獣事業を実施する地域において、市町村又は保護管理対策協議会が行う人家周辺へ出没したツキノワグマによる人身被害発生を未然に防ぐための活動（捕殺を伴うものを除く。）に要する経費	10分の5以内
個体数調整事業	市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカ又はニホンザルの数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費	10分の5以内	

（補助金交付の条件）

- 第3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。
- (1) 補助事業に係る経費の配分又は内容を次のように変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - ア 事業種目相互間において補助金を2割を超えて流用しようとするとき。
 - イ 事業の実施場所を変更しようとするとき。
 - ウ 事業種目を追加しようとするとき。
 - エ 事業の主要な実施内容を変更しようとするとき。
 - オ 補助金額を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図ること。

（補助金交付申請書等）

- 第4 規則第3条に規定する申請書は、コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付申請書によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 事業実施位置図
 - (3) 前2号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類
 - 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

（変更承認申請）

- 第5 第3第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 補助事業に係る経費の配分又は内容を変更しようとするとき コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業変更承認申請書
 - (2) 補助事業を中止しようとするとき コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業中止承認申請書
 - (3) 補助事業を廃止しようとするとき コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業廃止承認申請書
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業完了期限延長承認申請書（実績報告等）

- 第6 規則第12条第1項に規定する実績報告は、コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業実績報告書によるものとする。
- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業実施位置図
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

- 第7 補助事業者が補助金交付の請求をしようとするときは、コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。
- （申請書等の様式）

- 第8 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（書類の提出部数及び経由）

- 第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、補助事業施行地を管轄する地方事務所（市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由するものとする。

森林保全課